

明監報第10号

総務局（税務室）定期監査結果報告のこと

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成30年11月26日

明石市監査委員 藤 本 一 彦

同 星 川 啓 明

同 久 枝 陽 一

同 林 健 太

総務局（税務室）定期監査の結果について

1 監査の対象部局

税務室

税制課 市民税課 資産税課 納税課

2 監査の期間

平成30年8月23日から平成30年11月26日まで

3 監査の対象範囲

平成29年度における財務に関する事務の執行を対象とした。

ただし、必要に応じて平成29年度以外の事務も監査の対象とした。

4 監査の対象事項

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 予算の執行等
- (2) 現金等取扱事務
- (3) 収入事務
- (4) 支出事務
- (5) 補助金事務
- (6) 契約事務
- (7) 財産管理
- (8) その他

5 監査の方法

税務室各課から予算の執行状況、物品の管理状況等に関する資料の提出を求め、所管する事務についてリスク評価を行い、リスク評価の結果に基づき重要な項目を選定し、当該項目が予算及び関係法令等に基づき適切に行われているかを証憑書類等の突合や関係職員からのヒアリングなどの方法により監査を行った。

6 監査の結果

今回の監査は、財務に関する事務の執行状況を中心に実施したが、今回のおおむね適正に執行されているものと認められた。